

有料老人ホーム設置事務の流れ

【既存施設転用・未届】

注意： 設置届ご提出の際は、事前に提出日等について電話でご相談ください。
 また、「札幌市有料老人ホーム設置運営指導要綱」、「札幌市有料老人ホーム設置運営手続要領」、「札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針」、その他関係法令等をご確認ください。

転用可能か各部局に確認

※札幌市都市局や消防局などの各担当
 部局と事前協議を行ってください。

提出先: シーズネット

設置届の提出

(提出時期)

- ・ 事業開始の2か月以上前

(必要書類)

- ・ 設置届 (別記第7号様式)
 - ・ 事前協議添付書類一覧表 (別表1)
 - ・ 設置届添付書類一覧表 (別表2)
- ⇒ 一覧表に記載されている書類
 ※ 重複する書類は一方のみで可

届出済書の交付

有料老人ホームとしての
 事業開始

提出先: 市介護保険課

事業開始届の提出

(必要書類)

- ・ 有料老人ホーム事業開始届
- ・ 建築基準法第7条による検査を受けたことを証する書類の写し
- ・ 消防法第17条の3の2による検査を受けたことを証する書類の写し
- ・ 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票



= 事業所から提出が必要な書類
 (提出先: NPO法人シーズネット)



= 事業所から提出が必要な書類
 (提出先: 札幌市介護保険課)



= 札幌市より交付する書類

- * 物件の選定に当たっては、立地環境や建物の安全性のほか介護等のサービス提供に支障はないかなど、有料老人ホームとしてふさわしい建物であるかを十分検討してください。
- * 有料老人ホームは建築基準法上は「児童福祉施設等」、消防法上は「有料老人ホーム」に区分されますので、関係行政庁に事前相談を行い、用途変更手続の必要性、消防設備等の追加の必要性などを確認してください。
- * 建物の構造上やむを得ず改修等で指導指針の基準に適合できない部分が生じる場合は、入居者の安全の確保やサービスの低下を招かないような代替措置を十分検討してください。
- * 届出の指導を行った時点において、指針の基準に適合していない部分を把握している場合は、届出時まで改善が可能な部分については、改善を行ってください。
 届出時点において改善がなされなかったときであっても、届出を受理いたします。